

自転車交通安全教育の時間 平成28年4月号（第32号）

Traffic Safety News

～ 交通安全を考えよう～

1. 「Traffic Safety News (TSN)」について

高知県警察本部では、中学生・高校生のみなさんが、自転車による交通事故に遭わないようにするため、毎月1回(8月を除く)、「Traffic Safety News(TSN)」を県教育委員会と協力して作成し、みなさんに提供しています。

TSNは、自転車に関する交通ルールの説明や、中・高校生の交通事故の特徴や最新のデータなどから、自転車を運転する際にみなさんに気を付けてもらいたいことなどをまとめています。

交通事故の「被害者にも加害者にもならない」ために、これから一緒に勉強していきましょう。

2. 「自転車安全利用五則」について

自転車は、自動車やバイクと同じ「**車両**」の仲間、運転する時は、守らなければならないルールがあります。そのルールのうち、特に重要なものを取り上げたのが、「**自転車安全利用五則**」です。

このほかにも様々な交通ルールがありますが、まずは、ここに示す5つのルールをしっかりと守り、安全運転を心がけましょう。

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外

- ・ 道路交通法上、自転車は、歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。

高知県警マスコット

2. 車道は左側を通行

- ・ 自転車は、道路の左端に寄って通行しなければなりません。
- ・ 車道の右側通行は禁止されています。

3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

- ・ 歩道は歩行者が優先のため、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。
- ・ すぐに停止できる速度で通行しましょう。

4. 安全ルールを守る

- ・ 次のような危険な運転をしてはいけません。



2人乗り



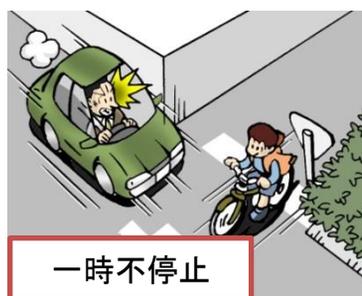
並進



無灯火



信号無視



一時不停止



かわうそ

かわうそ

ポリンくん

ポーリーちゃん

5. 子どもはヘルメットを着用

3. ヘルメットの着用について

自らの危険な運転により、自転車を廃棄しなければならないほどの交通事故を起こしてしまったにも関わらず、ヘルメットを着用していたおかげで軽傷ですんだ事例を紹介します。

みなさんも、日ごろの自分自身の自転車の運転を振り返り、万が一の事故による被害を少しでも軽減するために、ヘルメットの着用についても考えてみましょう。

「かっこいいとか悪いとかじゃなく」

(岐阜県 中学2年生 A君)

「ヘルメットはさあ、とりあえず首にひっかけておいて、先生とかに会ったらさっとかぶればいいんだよ。」と、友だちに言われた。うん、そう言う気持ちも分かる。でもやっぱり、ぼくにとってヘルメットは正しくかぶるべきものだ。それは、ぼくが身をもって経験したからだ。

小5の時、夕方にお遣いを頼まれたぼくは、いらいらしていた。めんどくさくてたまらなかった。たった数分離れた祖母宅に行くだけなのに、いやでいやでしょうがなかったぼくは、自転車で行くことにした。

すごいスピードで祖母宅に行き、おにぎりももらって、またすごいスピードで帰った。下り坂で曲がり角のところも、加速したスピードのままつっこんだ。そして、直進してきた車にぶつかった。自分からぶつかっていったような、そんな感じだった。

あとは、何が何だかわからない。相手の人や警察の人に大丈夫かと聞かれ、ぼくはどこも痛くないと答えた。本当にどこも痛くなかった。両親もかけつけたが、ぼくは、道路に散らばったご飯粒が気になって、「おにぎりが…、おにぎりが…」と必死になってかき集めていた。

その後母に連れられて病院へ行き、家に着いたのは、9時半過ぎだった。祖母は、ぼくの家で待っていてくれた。悪いのはぼくなのに、「おばあちゃんが、お遣いを頼んだばかりに…。ごめんね…。」と何度も謝られた。

母が小学校に連絡を入れたら、担任の先生がわざわざぼくに会いに来てくれた。遅いし、無事なので電話でも伝えたが、それでも、「A君の元気な顔を一目、見たいので…。」と10時ごろ家に来てくださった。

こうして、ぼくにとって、これまでの人生で一番長かった日が終わった。

翌日、自分の身体を見てみたら、太ももの内出血がすごかった。痛みもあった。かけていた眼鏡は、こわれて使えなくなっていた。自転車も、大きく曲がって、廃棄しなければならないほどだった。

ぼくは、一人になって、昨日のことを、改めて思い返していた。事故って、一瞬の出来事だけれど、車のスピードやぼくの飛び出すタイミング…いろいろな要素がからんでいる。その時に、何かがちょっとでも違っていたら、ぼくは今、生きていないかも…そう思った。



はっとした。腹を立ててお遣いに行った時、自分では意識していなかったけれど、ヘルメットはかぶって出かけたんだ。もちろん、あごひももしっかり締めて、「ぼくのヘルメットは。」と母に聞くと、ヘルメットをぼくに手渡してくれた。ヘルメットは、割れていた。

ぼくがこれだけの軽症ですんだのは、ヘルメットに守られたからだ。もしかぶっていなかったら…と考えると、さっきよりもまして、今、生きていなかった可能性の大きさに気付かされた。

ヘルメットをかぶるなんてかっこ悪いという人もいる。でも、ぼくは、ヘルメットに救われた。だから、ヘルメットは絶対にかぶる。命を落とすことも悲しいし、周りの人をこんなにも悲しませるということも知ったから。

(平成27年度交通安全ファミリー作文コンクール優秀作品集より)



5月は「自転車安全利用促進月間」です。

5月は「自転車安全利用促進月間」です。県内でも、「自転車マナーアップキャンペーン」(5月1日～5月31日)が実施されます。自転車も車両であることを十分に認識し、無灯火運転、2人乗り、傘さし運転や携帯電話・スマートフォンを使用しながらの運転等はせず、交通ルールを遵守し、マナー向上につとめましょう。



自転車交通安全教育の時間 平成28年5月号（第33号）

Traffic Safety News

～ やめよう! 並進走行～



新学期が始まって1か月が経ちましたが、新しい環境には慣れましたか？

さて、通学で自転車を利用する人は多いと思いますが、友達と横に並んで走っていませんか？仲の良い友達や新しい友達とおしゃべりしながら登下校するのは楽しいので、ついつい並んで走っている人もいるのではないのでしょうか。

しかし、それは「並進」という道路交通法に違反する行為です。そこで、今回のTSNでは、「並進」について勉強し、その危険性等について考えてみましょう。

1. 「並進」は違反行為

2台以上の車両が同じ速度で並んで同じ方向に進むことを「並進」と言います。

道路交通法では、「**自転車など軽車両は、他の軽車両と並進してはならない。**」(第19条(並進の禁止))と明確に禁止されています。

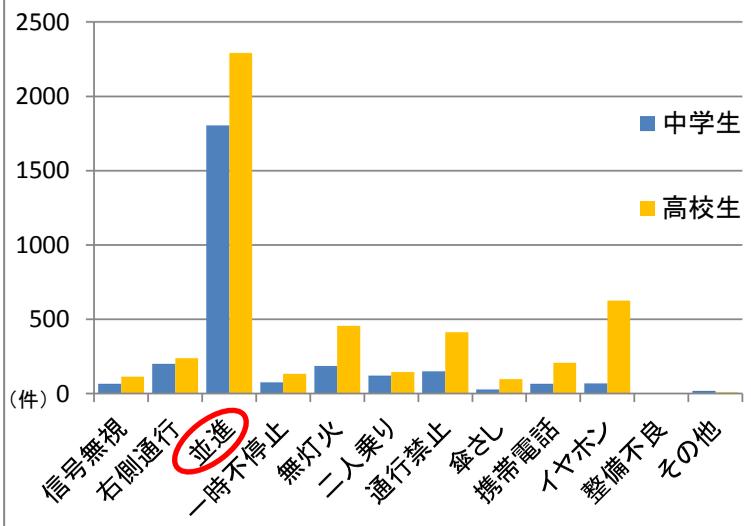


※「普通自転車の並進可」の道路標識  があれば、2台まで並進可能ですが、県内にこの標識はありません。

平成27年に県内で交付された自転車指導警告票は、16,280件で、そのうちの46%の **7,511件** が中・高校生に対して交付されています。

右のグラフは、中・高校生に交付された自転車指導警告票の違反行為の内訳を表していますが、「**並進**」が非常に多く、**54.5% (4,094件)** を占めています。

【県内の中・高校生の自転車指導警告票交付件数(平成27年)】



並進は禁止!!

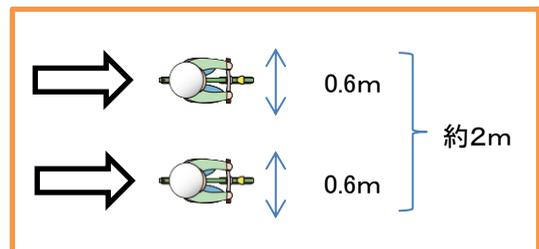


2. 「並進」の危険性

自転車が「並進」をすると、**全体の幅は軽四自動車(1.48m)より広くなり**、道路の多くを占めてしまいます。

このような状態で走れば、歩行者や他の車両の通行の妨げになったり、接触・衝突したりする危険性が高まります。

また、隣の人と会話をしながらの運転は、周囲への注意がおろそかになり、危険な状況が発生しても気づくのが遅れ、事故に遭う危険性も高くなります。



3. 正しい運転を心がけよう!

○「並進」は、自分自身が危険だけでなく、周囲の人にも迷惑をかける、道路交通法で禁止されている危険な運転です。

○自転車に乗る時は、被害者にも加害者にもならないよう、交通ルールを守って正しい運転を心がけましょう。



自転車交通安全教育の時間 平成28年6月号（第34号）

Traffic Safety News

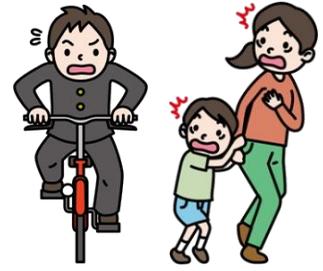


～ 歩行者にやさしい運転を心がけよう ～

1. 自転車は自動車と同じ「車両」

「自転車は法律上は車両」ということを知っていますか？

自転車は、運転免許の必要がなく、誰でも手軽に利用できるとても便利な乗り物です。しかし、自動車やバイクと同じ「車両」であるため、自転車にも守らなければならないルールがあります。ルールやマナーを守った運転をしていないと、自分がケガをしたり、相手を傷つけてしまうこともあります。みなさんは、スピードを出した自転車で歩道を通行するなど、周囲に危険を感じさせるような運転をしていないでしょうか。



2. 自転車の通行方法について

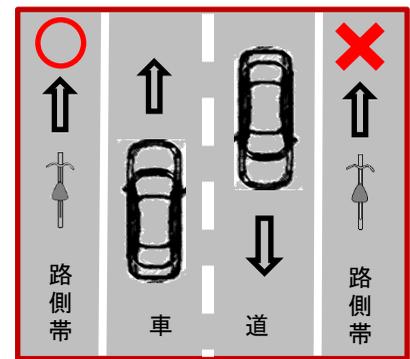
1 車道

自転車は、車道通行が原則であり、かつ、車道の左端に沿って走らなければなりません。

2 路側帯

自転車は、進行方向の左側の路側帯を通行することができます。（右側は道路交通法違反）

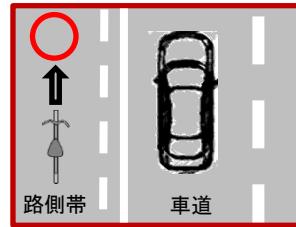
しかし、歩行者の通行の妨げになる場合や、白線二本の路側帯（歩行者用路側帯）は通行することができません。



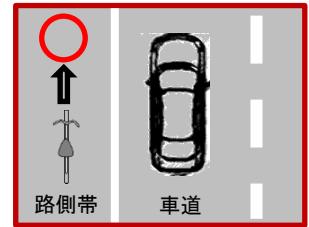
再確認！



(歩行者用路側帯)



(駐停車禁止路側帯)



(一般の路側帯)

3 歩道

自転車は、下記のいずれかに該当するとき、歩道を通行することができます。

- 「自転車通行可」 の道路標識または「普通自転車通行指定部分」 の道路標示がある場合
- 運転者が児童・幼児・高齢者(70歳以上)・身体に障害を負っている場合
- 道路工事・自動車の交通量が多い・車道が狭い等の安全のためやむを得ない場合

さらに、自転車で歩道を通行する場合は、下記の決まりがあります。

- 「普通自転車通行指定部分」がある場合は、その部分を**徐行して通行しなければならない**。
(歩行者がいない時は、歩道の状況に応じて通行することができる。)
- 「普通自転車通行指定部分」がない場合は、**歩道中央から車道寄りを徐行して通行しなければならない**。
- 歩行者の通行を妨げるおそれがある場合は、**一時停止しなければならない**。

3. 歩行者にやさしい運転が重要



自転車は、通行すべき部分が決められているうえに、徐行や一時停止等の義務もあります。これは、交通事故の防止と歩行者の通行を妨げないという**「歩行者優先」**を目的としているからです。

自転車を運転する時は、常に歩行者への気配りを欠かさず**「歩行者にやさしい運転」**を心がけましょう。



自転車に乗る時はヘルメットの着用を！

自転車交通安全教育の時間 平成28年7月号（第35号）

Traffic Safety News



～ 自転車運転者講習制度について ～

1. 自転車運転者講習制度について

自転車による「危険行為(危険な交通違反)」を繰り返した者に対し、安全講習を義務付ける、自転車運転者講習制度が昨年の6月からスタートしました。今年の5月末までの1年間に、全国の警察が確認した危険行為は**15,131件**に上り、この中で、安全講習を受けたのは**24人**でした。

危険行為の内訳としては、**信号無視**が6,457件、**遮断機を無視した踏切への立ち入り**が3,884件、携帯電話などを使用しながら運転をしていて事故を起こすなどの**安全運転義務違反**が1,914件、**一時不停止**などが1,122件でした。**高知県でも、10件**の危険行為が確認されています。そこで、TSN7月号では、自転車運転者講習の対象となる「危険行為(危険な交通違反)」について、改めて勉強したいと思います。

知っていますか？



気をつけて!!

危険行為を3年間に2回以上すると、講習を受けなければなりません。また、講習時間は3時間にわたる上に、費用が5,700円かかります。

2. 「危険行為(危険な交通違反)」について

安全講習の対象となる14項目の「危険行為(危険な交通違反)」の中でも、特に中・高校生の皆さんに気を付けてもらいたいのは、下記の3つです。

①信号無視



歩行者専用
自転車専用

自転車は「軽車両」であるため、基本的には、自動車やバイクと同じ「車両用」信号機(緑・黄・赤)に従わなければなりません。しかし、左のような「**歩行者・自転車専用**」の信号機が設置されている交差点では、車道を通り抜けていたとしても、「歩行者・自転車専用」信号機に従わなければ「**信号無視**」となります。

②指定場所一時不停止



左のような「**とまれ**」の道路標識がある交差点では、自転車も停止線の手前で一時停止し、交差点の安全を確認しなければなりません。

高知県内で発生している中・高校生の自転車事故が、交差点での出会い頭衝突によるものが多いのは、一時停止や安全確認の交通ルールが守られていないことが原因として考えられます。

③安全運転義務違反



自転車を運転する時は、ハンドル・ブレーキ等を確実に操作し、他人に危害を及ぼさないように運転しなければならないことが、道路交通法で定められています。携帯電話やスマートフォンを使用しながらの運転や、傘をさしながらの運転は、片手運転で不安定なうえ、注意力も散漫になり大変危険です。このような状態で交通事故を起こした場合、「**安全運転義務違反**」となります。

その他の危険行為
(危険な交通違反)

- ①酒酔い運転 ②しゃ断踏切立ち入り ③制動装置(ブレーキ)不良自転車運転
- ④通行区分違反 ⑤歩道通行時の通行方法違反 ⑥通行禁止違反
- ⑦歩行者用道路を通行する車両の義務違反 ⑧路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- ⑨交差点安全進行義務違反 ⑩交差点優先者妨害 ⑪環状交差点安全進行義務違反

3. 交通ルールを理解しよう

交通事故を起こさないためには、まずは、自転車の交通ルールをしっかりと理解することが大切です。そして、日ごろの自分自身の自転車の乗り方を振り返り、どのように改善しなければならないのかを考えてみましょう。

交通事故の加害者にも被害者にもならないために、交通ルールとマナーを守った安全運転を心がけましょう。



自転車に乗る時は
ヘルメットの着用を!

自転車交通安全教育の時間

Traffic Safety News【号外】

～ アーケード内の自転車通行について ～

みなさんは、高知市内のアーケード内の交通規制を正しく理解していますか？
今回は「TSN 号外」として、高知市内のアーケード内の自転車通行について確認していきます。

知っておこう ～アーケード内の交通規制～



6-11の間
貨物の積卸しのための
貨物自動車を除く
19-11の間
自転車を除く



①アーケード内は「歩行者専用道路」

高知市内のアーケードは、交通規制によって「**歩行者専用道路**」となっています。
それを示しているのが、上の写真にあるこの標識  です。これは、歩行者専用を示す標識で、ここから先の道路は車両の通行を禁止しているため、軽車両である**自転車も通行することはできません**。



ただし、自転車から降りて、押して通行する場合は、歩行者扱いとなるので通行は可能です。

②自転車が通行することができる時間帯

アーケード内は「歩行者専用道路」ですが、自転車での通行が認められている時間があります。
それを示しているのが、上の写真にあるこの補助標識  です。「19-11の間自転車を除く」とされているため、**午後7時から午前11時の間**に限って、自転車の通行が認められています。

③歩行者優先の安全運転

自転車の通行が、補助標識によって認められているとはいえ、アーケード内は「歩行者専用道路」であることに変わりはありません。そのため、自転車は、**特に歩行者に注意して、徐行して通行**しなければなりません（違反の場合は3ヶ月の懲役または5万円以下の罰金、かつ、**自転車運転者講習対象の危険行為**に該当します）。



【まとめ】

- アーケード内の自転車での通行が可能な時間は、**午後7時から午前11時の間のみ**（自転車から降りて、押しながらの通行はいつでも可能）
- 歩行者が優先**のため、自転車は、通行可能な時間でも、歩行者の通行を妨げないように**注意しながら、徐行して通行**

自転車交通安全教育の時間 平成28年9月号（第36号）

Traffic Safety News



～ “ながら運転” はやめよう ～

1. 自転車の“ながら運転”をしていませんか？

スマートフォン向けゲーム「ポケモンGO」の流行により、歩きながらや自転車を運転しながらのスマホの操作が、交通事故につながるおそれがあると問題視されています。全国では、配信後1か月間（7月22日～8月21日）で、「ポケモンGO」で遊びながら車や自転車を運転していたことが原因とみられる**交通事故が79件（29件は自転車運転中）、交通違反の摘発が1140件**に上り、さらには、徳島県や愛知県で、ポケモンGOをしていたことが原因とみられる交通死亡事故が発生するなど、“ながら運転”は大きな社会問題となっています。

皆さんは、“ながら運転”をしていませんか？



自転車の運転中の“ながら運転”

- 携帯電話やスマホを**操作**をしながら運転
- 耳に**イヤホン**等をして、**音楽**を聴きながら運転
- 片手で**傘**をさしながら運転 など

2. 自転車の“ながら運転”の危険性！

“ながら運転”はなぜ危険なのでしょう？

“ながら運転”をしていると・・・

- ・視線が画面に行く脇見状態
- ・注意力が散漫になる
- ・片手運転で不安定な状態（ブレーキの効きも悪くなる）
- ・近づいてくる自動車やバイクの音が聞こえない
- ・緊急自動車のサイレン・警察官の警笛や呼び声が聞こえない



目や耳からの情報が得られず、反応や判断が遅れてしまう

片手運転では、ハンドル操作が不正確になり、ブレーキの効きも悪くなる



3. 自転車の“ながら運転”は法律でも禁止!!

自転車運転中に携帯電話やスマホ等を使用する“ながら運転”は、大変危険なため、**道路交通法**や**高知県道路交通法施行細則**等により禁止されている行為です。

自転車の“ながら運転”により交通事故を起こし、相手にケガをさせた場合は、**刑法**で厳しく罰せられ、高額な損害賠償責任を負うこともあります。

スマホ・携帯電話の使用
傘さし運転、イヤホン等の使用

違反した場合

5万円以下の罰金
(道路交通法71条第6号)
(高知県道路交通法施行細則第11条第7号～9号)

事故により相手を
死傷させた場合

- 怪我をさせた場合・・・**30万円以下の罰金**(過失傷害 刑法第209条)
- 死亡させた場合・・・**50万円以下の罰金**(過失致死 刑法第210条)
※重大な過失により死傷させた場合は5年以下の懲役等又は100万円以下の罰金
(重過失致死傷 刑法第211条)
- 高額な損害賠償・・・**高校生に5000万円の支払い命令**が出された例も



自転車に乗る時は
ヘルメットの着用を！

“ながら運転”は危険だと知りながら、「少くなら大丈夫」と油断したり、「自分には関係ない」と他人事と考えることが一番危険です。

自分が事故に遭わない、相手に遭わせないためにも交通ルールを守りましょう。

自転車交通安全教育の時間 平成28年10月号（第37号）

Traffic Safety News



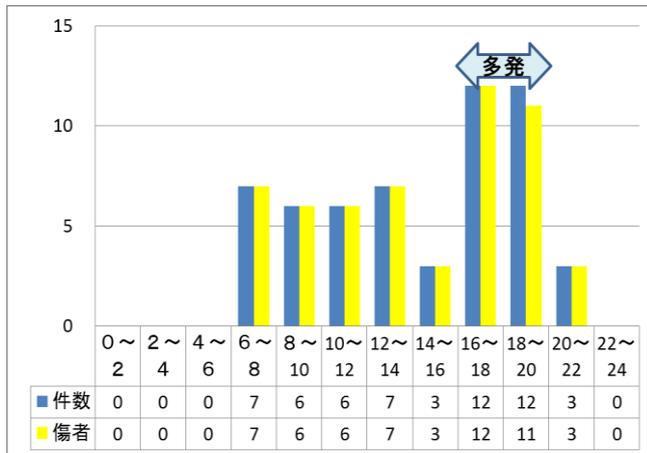
～ 薄暮時間帯に気を付けよう! ～

1. 「薄暮（はくぼ）」時間帯に事故多発

毎年、10月～12月にかけて交通事故が増加する傾向にあり、発生件数を時間帯別に見てみると、**16時～18時**の日没前後が特に多くなっています。（図1）

この日没前後の時間帯は「**薄暮（はくぼ）**」と呼ばれ、明るさの急激な変化で周囲が見えにくくなるうえ、学校や会社からの帰宅や買い物等で交通量が増加するため、交通事故が多発していると考えられます。

図1 平成27年10～12月中の時間帯別事故発生状況（高校生以下の事故）



2学期は、下校時間帯と薄暮時間帯が重なるから注意!!

2. 薄暮時間帯に交通事故が増加する要因

薄暮時間帯の交通事故は…

- ① 薄暗いために視認性（視力）が低下 ➡ **発見の遅れ、見落とし**、運転に支障
- ② 帰宅ラッシュによる交通量の増加 ➡ 交通事故発生の危険性が増大
- ③ 疲れ等で注意力が散漫 ➡ **発見の遅れ、見落とし**、運転に支障
- ④ 交通渋滞でイライラ ➡ 自己中心的な運転、交通違反
- ⑤ 自転車の無灯火 ➡ **発見の遅れ、見落とし**

など、様々な要因が重なって発生していると考えられます。



薄暮時間帯は特に、自動車の運転手が自分の存在に「**気付いているだろう**」ではなく、「**気付いていないかも知らない**」と考えて行動しなければなりません。

3. 薄暮時間帯の交通事故を防ぐために…

重要なのは、「**自分の存在を周囲に知らせること**」です。そのためにも…

① 明るい服装や反射材用品の着用を心がけよう!

明るい服装や反射材用品の着用は効果的です。特に、反射材用品を身に付けた場合は、数十メートル手前の自動車の運転手にも、自分の存在を知らせることができます。

中・高校生は制服が黒っぽいため、自動車の運転手から見えにくいとの意見もありますので、**積極的に反射材用品を身に付けましょう。**



② 自転車に乗る時は、ライトを必ず点灯しよう!

自転車のライトは早めに、そして必ず点灯させましょう。

事前に、自転車のライトが点灯すること（故障や電池切れがないか）を確認しておきましょう。

③ 自転車は反射器材を必ず装備!

後ろから来る自動車が、自転車の存在を発見しやすくなります。破損していないか確認しておきましょう。



自転車交通安全教育の時間 平成28年11月号（第38号）

Traffic Safety News



～ 信号について～

1. はじめに

道路上は、自動車や自転車、歩行者など、多くの車や人たちが行き交っているため、それぞれに守るべきルールやマナーがあり、その中でも特に「信号を守ること」は、交通事故の防止にはとても重要です。

信号が赤色なのに「道幅がせまい道路だから・・・」と無視して横断したり、歩行者用信号が点滅し始めた後で、道路を横断したりすることは大変危険であり、法律に違反する行為です。

今回は、自転車運転中に従うべき信号機や、信号の意味について勉強していきます。

2. 交差点を通るときの注意事項

【 交差点に信号機があったら… 】



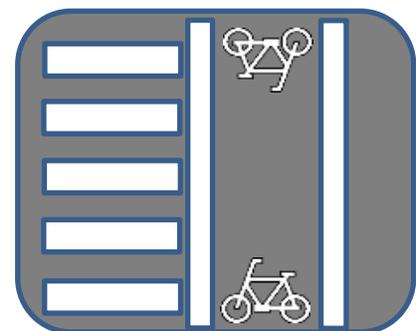
信号機（）のある交差点では、信号機の表示する信号に従わなければなりません。 「歩行者・自転車専用」と表示されている信号機（）がある場合は、その信号機の表示に従わなければなりません。

県外では「自転車専用」「軽車両専用」と表示されている信号機が設置されているところもあります。自転車はその信号機の標示に従わなければならないので覚えておきましょう。

【 どこを走って道路を渡る？ 】

自転車は、道路を横断しようとするとき、交差点又はその付近に**自転車横断帯**がある場合には、**自転車横断帯を進行しなければなりません。**

【 自転車横断帯 】



【 自転車の横断歩道の渡り方は？ 】

横断歩道は、あくまでも歩行者の横断のための場所であるため、**自転車は押して歩いて横断するのが基本**です。

ただし、横断中の歩行者がいない等、歩行者の通行を妨げるおそれがない場合は、自転車に乗ったまま横断歩道を通行しても構いません。

3. 信号の意味

従うべき信号機が分かっても、信号の意味を正しく理解していないといけません。歩行者・自転車専用信号機の青色の点滅は、「急げ」だと思いませんか？

① 歩行者・自転車専用信号機 の場合

青色 …… 進むことができる
 青色(点滅) …… 横断を始めてはいけない
 (停止位置で安全に停止出来ない場合は進むことができる)
 赤色 …… 道路の横断を始めてはいけない

② 車両用信号機 の場合

青色 …… 進むことができる
 黄色 …… 停止位置から先へ進んではいけない
 (停止位置で安全に停止出来ない場合は進むことができる)
 赤色 …… 停止線を越えて進んではいけない

※歩行者・自転車専用信号が点滅し始めた後で、速度を上げて交差点へ進入し、道路を横断する自転車がありますが、これは信号無視の交通違反です。あくまで、点滅開始時に停止位置で安全に停止出来ない場合にのみ進むことができます。車両用信号機の黄色信号や歩行者・自転車専用信号機の青色点滅信号は、「急げ」という意味ではありません。

お知らせ

高知丸の内高校を自転車マナーアップ推進校に指定しました

生徒による防犯ボランティアサークル「丸の内バスターズ」を中心に、交通事故防止や特殊詐欺防止に関する活動に積極的に取り組んでいる、高知丸の内高校を、「自転車マナーアップ推進校」に指定しました。

今後は、生徒のみなさんの自転車の交通ルールの遵守やマナーの向上はもちろん、地域の交通違反防止活動や、反射材の普及活動など、交通事故防止に向けた積極的な取組が期待されます。



自転車に乗る時はヘルメットの着用を！

自転車交通安全教育の時間 平成28年12月号（第39号）

Traffic Safety News



～恐ろしい自転車の事故～

自転車による交通事故と言えば、「自転車の運転者が被害者」とイメージしがちですが、実は自転車の交通違反が原因で事故が発生し、相手にケガをさせたり、最悪の場合は死亡させてしまうような、自転車の運転者が加害者となるケースが増えています。もしも自転車で交通事故を起こしてしまった場合、どのような責任に問われるのでしょうか。

1. 自転車による交通事故の責任



中・高校生も大人も
事故を起こした責任は同じです!!

道路交通法では、自転車は、自動車やバイクと同じ車両の仲間（軽車両）であるため、運転する際は、道路交通法（交通ルール）を守らなければなりません。違反をして交通事故を起こすと、刑事上の責任が問われるうえ、相手にケガをさせてしまった場合は、民事上の責任も発生します。

また、これらの責任のほかに、事故により他人を傷つけたり、迷惑をかけたりにしたことに對する謝罪等、道義的な責任を果たす必要もあります。



加害者としての責任

刑事上の責任

- 過失致死傷罪
交通事故を起こして相手を死傷させた場合
死亡：50万円以下の罰金
傷害：30万円以下の罰金
- 重過失致死傷罪
重大な過失により交通事故を起こして相手を死傷させた場合
5年以下の懲役等または100万円以下の罰金

民事上の責任

- 被害者に対する損害賠償
- ・ケガの治療費
- ・慰謝料
- ・被害者が得られたはずの収入 等

道義的な責任

- 事故の加害者として果たさなければならない責任
- ・被害者への見舞い
- ・誠実な謝罪

2. 自転車に加害者となった交通事故



小・中・高校生が加害者となり、被害者に後遺症が残るような重大なケガを負わせたり、死亡させてしまったため、数千万円の賠償金の支払いを命じられた例もあります。

事故の概要	賠償命令額
夜間、男子小学生が自転車での帰宅途中に、歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折で意識が戻らないままとなった。	9,521万円
夜間、男子中学生が無灯火で自転車を運転中、歩行者の女性(75歳)が電柱を避けて車道に出た際に衝突。女性は頭部外傷により、後遺障害2級の障害を負った。	3,124万円
夜間、女子高校生が携帯電話を操作しながら無灯火で自転車を運転中、前方を歩行中の女性(57歳)に気付かず衝突。女性は歩行困難となる後遺障害を負った。	5,000万円
朝、男子高校生が信号無視で横断歩道に進入した際、男性(62歳)が運転するオートバイと衝突。男性は頭蓋内損傷で13日後に死亡。	4,043万円

日ごろ、みなさんが何気なく使っている自転車は、免許もいらない手軽な乗り物ですが、交通ルールを守らず事故を起こしてしまうと、中・高校生であっても厳しい責任を負うことになります。「自転車だから・・・」「自分は子どもだから・・・」という甘い認識や行動が、場合によっては人の命を奪い、被害者はもちろん、自分や自分の周りの人たちを不幸にしてしまうこともあるのです。

自転車の危険性をしっかりと理解し、交通ルールやマナーを守って、人にやさしい運転を心がけましょう。



自転車に乗る時は
ヘルメットの着用を!

自転車交通安全教育の時間 平成29年1月号（第40号）

Traffic Safety News



～自動車の見えない危険～



明けましておめでとうございます。

交通事故の被害者にも加害者にもならないために、今年も、自転車の交通ルールや安全運転について一緒に勉強していきましょう。

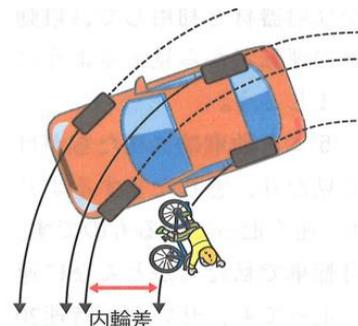
今回のテーマは、「自動車の見えない危険」についてです。

自動車は構造上の特性等から、私たちからは見えない、様々な危険が潜んでいます。

1. 内輪差

自動車が右左折をするとき、後輪は前輪が通ったところよりも内側を通ります。これが自動車の内輪差です。

左折する自動車が近くにいる場合は、この内輪差による巻き込み事故に気をつけましょう。特に、トラックのような大きい車は、この内輪差が大きくなるので注意が必要です。



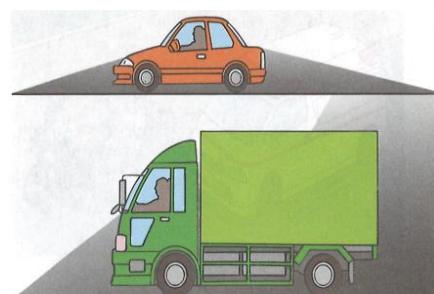
2. 死角

自動車には、運転席からは見えない部分【死角】があります。特に、車体のすぐそばは運転席から見えにくく、乗用車であれば、前方は約3メートル、後方は約6メートルの範囲で見えない部分があるとされています。

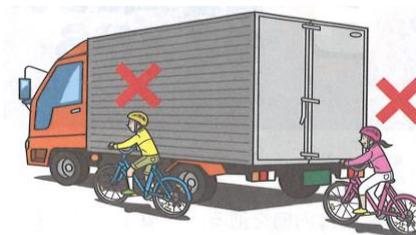
さらに、車体が大きいトラックなどは、死角が大きくなり、後方が全く見えない場合もあります。

実際に、トラックの後方の死角に子供がいることに気づかず、バックをして事故が起きているケースもあります。

また、死角は自動車のすぐそばだけでなく、ピラー（車の柱）やミラー等の構造上の理由によっても発生することもあり、周囲から見れば自転車の存在は明らかであっても、運転席からはピラー等が運転手の視界をさえぎり、自転車が全く見えていないこともあります。



※黒い部分が死角（運転手からは見えない）



3. 交通事故に遭わないために

交通事故に遭わないためには、自動車の「内輪差」、「死角」などの見えない危険をよく理解し、

○「自動車のすぐそばを走らないこと」

○「自動車の運転手が自分に気づいているだろうと思込まないこと」が大切です。

また、夜間でも、自動車の運転手に自分の存在を知らせるために、反射材付キーホルダーやサイクリフレクター（車輪に取り付ける反射板）を積極的に付けるなどの対策も大変効果的です。

年始の交通安全運動

年始の交通安全運動が、1月10日（火）から19日（木）までの10日間実施されます。

重点目標として「自転車の安全利用の促進」も掲げられています。

新年を迎え、今年が皆さんにとって安全な一年であるためにも、この機会に自分自身の自転車の乗り方を見直し、正しい運転を心がけるようにしましょう。



自転車に乗る時は
ヘルメットの着用を！

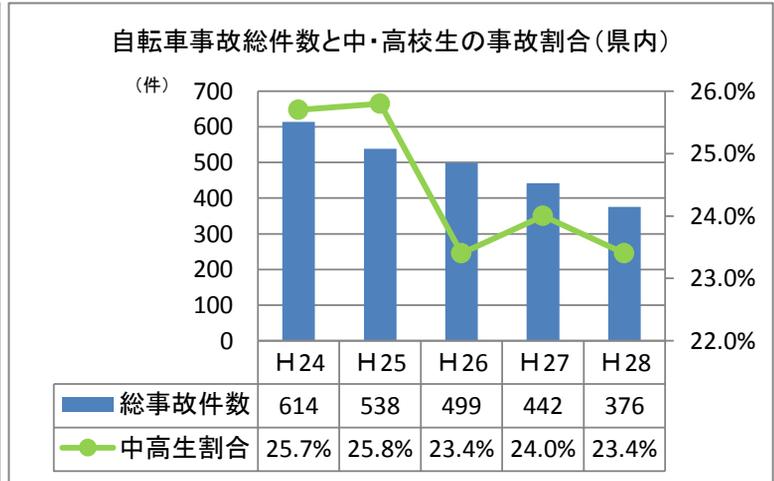
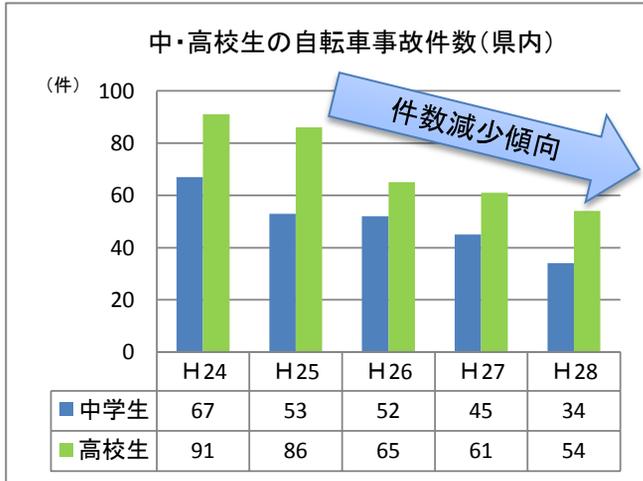
自転車交通安全教育の時間 平成29年2月号（第41号）

Traffic Safety News



～ 交差点に気をつけよう ～

1. 県内の中・高校生の自転車事故の件数と割合（平成28年）



平成28年中の県内で発生した自転車に関する交通事故は、**376件**(前年対比-66件)でした。
 このうち、中学生の自転車事故件数は **34件**(前年対比-11件)、高校生の自転車事故件数は **54件**(前年対比-7件)で、それぞれ前年より事故件数は減少しています。
 また、自転車事故全体に占める中・高校生の自転車事故の割合も、前年よりわずかに低下していますが、**依然として約4分の1という高い割合を占めています。**

2. 県内の中・高校生の自転車事故の特徴

平成28年中に県内で発生した中・高校生の自転車事故の特徴は、

- **交差点・その付近**(89%)で多く発生している
- **出合い頭衝突**(56%)が多い

ことです。

また、中・高校生に限らず、県内の自転車事故のうち、交差点に関連する交通違反が全体の4分の1を占めています。

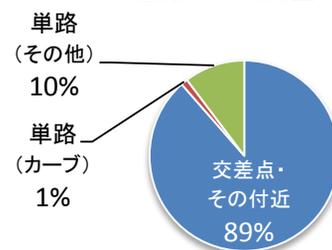
※交差点に関連する交通違反とは…



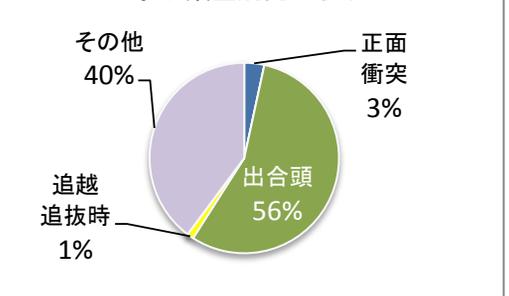
- ・信号無視
- ・一時不停止
- ・優先通行妨害
- ・徐行場所違反
- ・交差点安全進行義務違反 などです。



道路形状別発生状況



事故類型別発生状況



3. 交差点やその付近で事故に遭わないために

自転車で交差点やその付近を通行する時は、次のことを必ず守って運転してください。

- 見通しの悪い交差点では必ず**徐行**
- 止まれの標識、停止線がある場所では必ず**一時停止**
- 交差点を通過する前には、左右の**安全確認**

※狭い道路から広い道路に出る時は特に危険なので、止まれの標識等がなくても一時停止し、安全を十分確かめてから通行するようにしましょう。



これまで、TSNで何度か触れてきましたが、自転車も車両の仲間である以上、交通ルール(道路交通法)を守らなければなりません。
交通事故の被害者にも加害者にもならないように、安全な運転を習慣づけましょう。



自転車交通安全教育の時間 平成29年3月号（第42号）

Traffic Safety News



～平成28年度のおさらい～

「Traffic Safety News(TSN)」は毎月1回(8月を除く)、県内の全ての中学校・高校に配付しています。
その目的は、みなさんが「**交通事故の被害者にも加害者にもならない**」ためです。
今月号では、この1年間で取り上げたことのうち、特に気をつけてもらいたいことをおさらいします。



1. 自転車は「車両」の仲間

自転車は、自動車やバイクと同じ「**車両**」の仲間です。
自転車を運転するという事は、自動車等と同様に、交通ルール(道路交通法)に従い、安全に走行する責任を負うことになります。

まずは、自転車の交通ルールをまとめた「**自転車安全利用五則**」をしっかりと理解しましょう。

自転車安全利用五則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る（二人乗りや並進、信号無視等の違反をしない）
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

※危険な交通違反を繰り返すと、自転車運転者講習を受けなければなりません。

2. 自転車のルール違反が交通事故の原因に

高知県内における平成28年中の自転車に関係する交通事故は、**376件**も発生しており、そのうち、自転車の運転者側に何らかの交通違反があった事故は**304件**で、全体の**80.9%**と大半を占めています。

なかでも、一時不停止や見通しの悪い交差点での不徐行など、**交差点に関連する違反**が最も多くなっています。自転車も車両の仲間であるため、標識や標示を理解し、従わなければいけません。



3. 歩行者にやさしい運転

自転車は手軽で便利な乗り物ですが、乗り方を誤ると、歩行者にけがを負わせたり、最悪の場合は死亡させてしまうこともあります。

自転車を運転する時は、交通ルール(道路交通法)をしっかりと守り、**歩行者に対する思いやりの心(マナー)**を持つことが、自分や歩行者の安全を守ることにつながります。

自転車で歩行者の側を通る時は、速度を落としたり、場合によっては自転車から降りて押して歩くなど、歩行者に危険を感じさせないような、思いやりのあるやさしい運転を心がけましょう。



4. 自らの安全を守るための工夫

交通事故を防止するためには、交通ルール(道路交通法)をしっかりと守ることはもちろん、自転車乗車時は**ライトを早めに点灯**したり、**反射材用品**を積極的に身に付けたりするなどして、自分の存在を周囲にしっかりと知らせることが大切です。また、万が一の事故による被害を少しでも軽減するために**ヘルメットを着用**するなど、自分の安全を守るための工夫を積極的に考えてみましょう。



自転車に乗る時は
反射材用品と
ヘルメットの着用を!

お知らせ 平成29年 春の全国交通安全運動の実施について

【実施期間】平成29年4月6日(木)～15日(土)

【運動の基本】「子供と高齢者の交通事故防止 ～事故にあわない、おこさない～」

交通安全